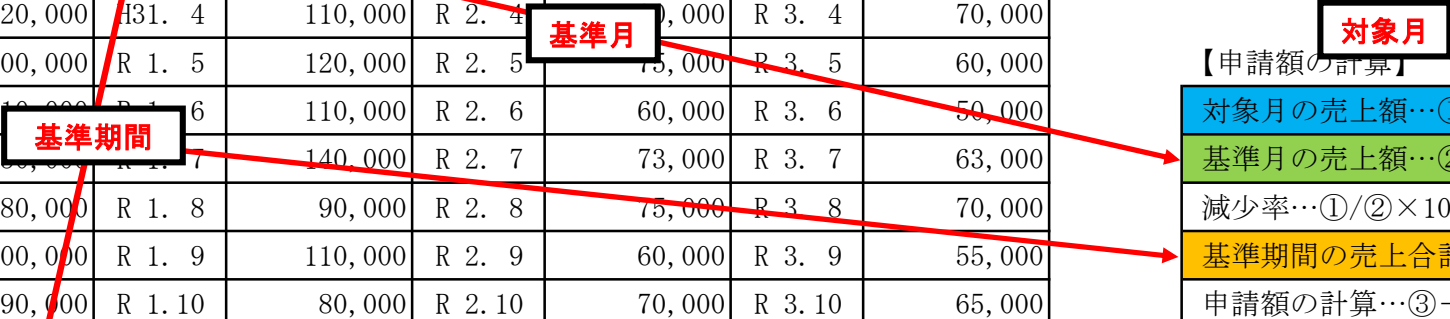


法人は【 法人用 】の  
計算書を使用してください

# 記入例

(単位：円)

平成30(2018)年		平成31・令和元(2019)年		令和2(2020)年		令和3(2021)年		令和4(2022)年	
H30. 1	150,000	H31. 1	155,000	R 2. 1	140,000	R 3. 1	120,000	R 4. 1	113,000
H30. 2	130,000	H31. 2	125,000	R 2. 2	115,000	R 3. 2	105,000	R 4. 2	103,000
H30. 3	165,000	H31. 3	150,000	R 2. 3	115,000	R 3. 3	112,000	R 4. 3	106,000
H30. 4	120,000	H31. 4	110,000	R 2. 4	70,000	R 3. 4	70,000		
H30. 5	100,000	R 1. 5	120,000	R 2. 5	75,000	R 3. 5	60,000		
H30. 6	110,000	R 1. 6	110,000	R 2. 6	60,000	R 3. 6	50,000		
H30. 7	100,000	R 1. 7	140,000	R 2. 7	73,000	R 3. 7	63,000		
H30. 8	80,000	R 1. 8	90,000	R 2. 8	75,000	R 3. 8	70,000		
H30. 9	100,000	R 1. 9	110,000	R 2. 9	60,000	R 3. 9	55,000		
H30.10	90,000	R 1.10	80,000	R 2.10	70,000	R 3.10	65,000		
H30.11	150,000	R 1.11	150,000	R 2.11	130,000	R 3.11	120,000		
H30.12	180,000	R 1.12	160,000	R 2.12	150,000	R 3.12	136,000		
合計	1,525,000	合計	1,500,000	合計	1,143,000	合計	1,026,000		



【 申請額の計算 】 (単位：円、%)

対象月の売上額…①	106,000
基準月の売上額…②	150,000
減少率…①/②×100-100	△ 29.3
基準期間の売上合計…③	760,000
申請額の計算…③-①×5	230,000
申請額 (限度額20万円)	200,000

※対象月…令和3年11月から令和4年3月までの期間におけるいずれか1月

※基準期間…平成30年11月から平成31年3月、令和元年11月から令和2年3月、令和2年11月から令和3年3月までの期間のいずれか

※基準月…基準期間における対象月と同じ月

※基準月含む年間売上額が50万円未満の場合は支給対象外

※①の売上額には、北海道のまん延防止等重点措置協力支援金を含める

※②及び③の売上額には、国、北海道、及び市の新型コロナウイルス感染症対応に係る協力金、支援金等を含めない

※減少率30%以上又は10%未満の場合は支給対象外

※申請額は千円未満を切捨てた額

※添付書類

- 確定申告書第1表 (確定申告の義務が無かった場合は住民税申告書) ※注1・2
- 所得税青色申告決算書全ページ (白色申告者又は住民税申告者は収支内訳書)
- 令和4年1月から令和4年3月までの月別売上額がわかる書類 (帳面など)

平成30年分から  
令和3年分まで

法人に係る「確定申告書別表1」も同様

注1) 確定申告書第1表には、税務署の收受日付印又は税理士の署名 (電子申請の場合は受付日時の印字又は受信通知の写しの添付) があること。いずれもない場合は、税務署で納税証明書 (その2所得金額用) を取得し、その原本を添付すること。

注2) 確定申告の義務がなかったため確定申告書第1表がない場合は、申告先市区町村の收受日付印がある住民税申告書の写しを添付すること。收受日付印がない場合は当該市区町村で所得証明書 (事業等収入金額の表示があるもの) を取得し、その原本を添付すること。

注3) 確定申告書等から月別の売上額が判別できない場合は、年間売上額を12で除した額を月別売上額とする。

注4) 年の途中で開業した場合の当該年の年間売上額は、当該年間売上額を開業した日の属する月から12月までの月数で除し、12を乗じた額とする。

注5) 季節性等の事情により月当たりの事業収入の変動が大きい事業者にあつては、基準期間のうち任意の連続する3月の事業収入の合計額を「基準月の売上額…②」欄に、令和3年11月から令和4年3月までの期間における連続する同3月の事業収入の合計額を「対象月の売上額…①」欄に記入し、計算することができる。

この場合の申請額は、②-①により計算した額 (千円未満切捨て、限度額20万円) とする。

注6) 令和2年11月から令和3年3月までに新たに事業を開始した事業者にあつては、開業した日の属する月から令和3年3月までの期間における任意の月を基準月とし、当該基準月の売上額 (1カ月未満の場合は営業日数に応じて算出した月の売上額) に5を乗じて得た額を基準期間の売上額とみなすことができる。